

令和4年度

大阪狭山市
住宅用再生可能エネルギー等設備
(エネファーム・蓄電池)
導入費補助制度のご案内

<設置モニター応募要領>

地域経済の活性化のため、設置工事等の際は、可能な限り市内事業者の利用をお願いします

補助の対象となるシステム (未使用品であって、次の条件をすべて満たしているもの)

家庭用燃料電池コージェネレーションシステム (エネファーム)

一般社団法人燃料電池普及促進協会が家庭用燃料電池コージェネレーションシステムとして指定したものの。

※詳しくは、大阪狭山市住宅用再生可能エネルギー等設備導入費補助金交付要綱を確認すること。

家庭用リチウムイオン蓄電池システム

一般社団法人環境共創イニシアチブが行う二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(戸建住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化支援事業)の交付の対象として指定されているもの

※詳しくは、大阪狭山市住宅用再生可能エネルギー等設備導入費補助金交付要綱(別表)を参照

対象者 次のいずれかに該当する人

- (1) 市内に居住し、その居住する住宅に対象システムを設置する人
- (2) 市内に新築又は取得した住宅に対象システムを設置し、自らが居住する人
- (3) 市内に対象システム付き住宅を取得し、自らが居住する人

※ 住宅には、店舗等の併用住宅を含みます。

ただし、次の要件をすべて満たしている人とします。

- ・ 令和4年2月1日から令和5年1月31日までに、対象システムを設置、又は対象システム付き住宅の引渡しを受けていること。
- ・ 設置完了後の実績報告の際、その住宅の所在地を住所とした住民登録のある個人であること
- ・ 市税を滞納していないこと
- ・ 住宅の所有者の同意を得ていること(自己又は同居する親族の所有でない場合)

募集期間・受付方法

(1) 募集期間

令和4年9月1日（木）から令和4年10月31日（月）まで

- ・システムの設置前・設置後を問いませんので、まだ設置していない方も、この募集期間に申し込んでください。
- ・募集期間内のすべての対象システムに係る申請額の合計が予算額（60件程度）を超えた場合は、抽選により決定します。
- ・募集期間内のすべての対象システムに係る申請額の合計が予算額を超えなかった場合は、募集期間内に申し込みされた方全員を交付予定者に決定するとともに、募集期間を延長し、予算額に達するまで申込順により決定します。

(2) 受付時間と場所は次のとおりです。直接持参によりお申込みください。

区分	受付時間	受付場所
平日	午前9時～午後5時30分	大阪狭山市役所 生活環境グループ (本庁舎1階)

- ・郵送による受付はいたしません。

補助金

1対象システムにつき、5万円。ただし、対象システムの設置費の2分の1の額（千円未満は切り捨て）が、5万円に満たない場合は、その額とします。

- ・1対象システムにつき、1台限りとします。
(例えば、蓄電池システムを2台設置しても、1件の申請しかできません。)
- ・過去に対象システムに対する市の補助金を受けた人（世帯）は、同一の対象システムに係る補助金を受けることはできません。（世帯を別にする場合であっても、既に補助金の交付を行った対象システムも同様です。)
- ・複数の異なる対象システムを設置した場合は、それぞれ補助金を受けることができます。ただし、申請書は、対象システムごとに作成し提出する必要があります。
(例えば、燃料電池と蓄電池を設置した場合は、10万円（5万円×2件）。

お申込みに必要な書類等

- (1) 設備導入費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 次の場合は、(1)の申請書のほかに、次の添付書類が必要です。

区分	添付書類
対象システムを設置する住宅の所有者が、申請者（設置者）本人	設置等同意書（様式第2号）

又は同居の親族でない場合	
手続事務を業者などの第三者が行う場合	委任状（参考様式）

- ・設備導入費補助金交付申請書は、対象システムごとに様式が異なりますので、それぞれ別紙で作成し提出してください。
 - 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム用（様式第1号その1）
 - 家庭用リチウムイオン蓄電池システム用（様式第1号その2）
- ・募集期間内のすべての対象システムに係る申請額の合計が予算額を超えた場合は、すべての申請分から、申請者単位ではなく、申請書単位で抽選を行います。また、申請後は、対象システムの区分を他の対象システムに変更することはできません。
（例えば、燃料電池と蓄電池の2種類の補助金をお申し込みいただいた場合、燃料電池のみ当選となる場合もあります。また、この場合において、燃料電池を蓄電池に変更することはできません。）

設置後の実績報告書の提出

交付の決定を受けた人は、令和5年1月31日（火）までに次の書類を提出していただきます。

- (1) 実績報告書兼交付請求書（様式第8号）
- (2) 対象システムの設置住宅の周辺地図、設置箇所の位置図
- (3) 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (4) 領収書等の写し（分割払いの場合は、分割払いに係る契約書の写し）
- (5) 対象システムの写真（カラー写真に限る。）
- (6) 販売・設置等完了証明書
- (7) 保証書の写し

- ・申請時と実績報告の内容が異なる場合は、設備導入計画変更申請書（様式第5号）の提出が必要となります。
- ・販売・設置等完了証明書は、市の指定様式により、設置事業者に作成いただく必要があります。
- ・設置又は取得の事実を確認するため、その他の書類を提出いただく場合があります。

審査・補助金の振込

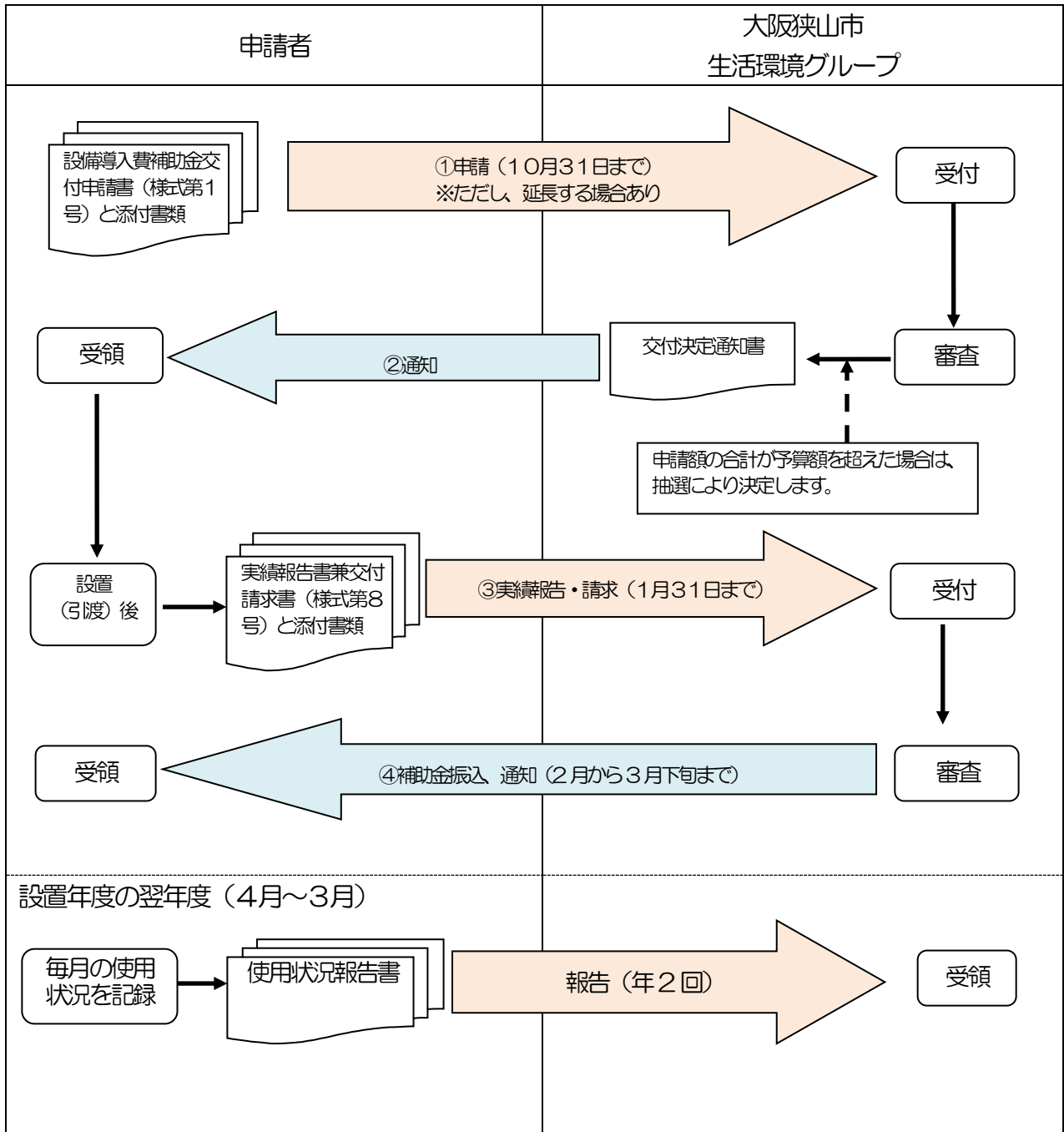
実績報告書を提出後、審査を行ったのち、申請者名義の金融機関の口座に振り込みます。

使用状況などの報告

補助金の交付を受けた人には、対象システムの使用状況等について、ご報告をいただきます。

- ・令和5年4月から令和6年3月までの1年間、電気事業者から買った電力量などの報告を予定しています。
- ・記録いただいたものを半年に1回（年2回）報告いただきます。

手続の流れ



【お問い合わせ】

大阪狭山市役所 生活環境グループ 電話 072-366-0011（代表）